

労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく

# 「クレーン取扱業務等」特別教育

一般社団法人 足利労働基準協会

一般社団法人 佐野労働基準協会

日頃より、当協会の運営に特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、足利労働基準協会と佐野労働基準協会共催で「クレーン取扱業務等特別教育」を開催することとなりました。

ご承知のとおり、5トン未満のクレーンの取り扱い業務を行う者は、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育を受講し、その作業に就く必要があります。

クレーンを取り扱うためには、玉掛け技能講習修了者でも、別に特別教育が必要となりますので、ぜひこの機会に、該当する社員の方に受講していただくようご案内いたします。

## 記

1 日時 令和6年9月7日(土) 8:00~18:30 (玉掛け技能講習修了者は初日のみ)  
9月8日(日) 8:00~12:30

2 会場 オグラ金属株式会社(足利市川崎町 1310 番地) ※学科・実技とも

3 受講料 16,500円 (玉掛け技能講習修了者 14,300円)  
※両協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として 3,300円が加算されます。  
※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。

4 申込期間 令和6年7月1日(月)~8月23日(金) 定員40名  
(グループで実技を行う関係上、申込が10名に満たない場合は、中止となります)

5 申込方法 ホームページから直接お申し込みください。  
**玉掛け技能講習修了者は、修了証の写しを添付してください。**  
※詳しいことは、ホームページをご覧ください。

### 【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

Tel.73-6660 Fax73-9555